



一般社団法人 日中化粧品国際交流協会 準会員制度

資格:

化粧品関連の業務に従事し、最初は一般賛助会員または特別賛助会員ではなく、準会員として入会を希望する日本企業。(ただし、審査あり)

会費:

- 入会金は不要。代わりに年会費 5 万円を徴収する。
- 一般賛助会員または特別賛助会員への昇格を希望する場合は、これまで納入した年会費の合計と入会金の差額を支払う必要がある。
- 年会費の合計支払い額が 50 万円に達した場合は、自動的に一般賛助会員として昇格される。
- 年会費を納入しない場合は、自動的に準会員の資格を失う。

会員サービス:

- ① 正会員と同様に無料、または優待価格で年度交流イベント、セミナー、座談会などへ参加できる。参加費はイベントごとに定められる。
- ② 会員リストに準会員として会社名が掲載され、協会会員専用ホームページに準会員として会社名及びその公式ホームページが掲載される。
- ③ 協会会員専用ホームページの利用が可能である。(会員専用 HP 内容: 中国化粧品の業界及び消費者動向、中国化粧品法規動向、会員情報、協会イベント資料、専門家の著作物の定期的掲載など)
- ④ 準会員と認められた時点より協会会員専用ホームページへのログインが可能になる。
- ⑤ 会員専用ホームページの更新通知、協会主催・共催するイベントやセミナーの開催通知、協会のニュースなどが配信される。

*会員への一対一のサービスを受けることはできない。

退会:

- 準会員期間の満了する 1 ヶ月前に協会事務局に退会の意思を伝える。
- 年会費を納入しない場合は退会の意思表示とみなす。
- 退会後は会員サービス①～⑤がすべて受けられない。